

福岡湾口域イカナゴ資源回復計画

1. 資源の現状と資源回復の必要性

(1) 対象資源の資源水準の現状

イカナゴは潜砂生活を行うため流速の速い粗砂域の周辺部の水深 20～30m 域に棲息する。筑前海では 福岡湾口域が主漁場となっている。当海域における産卵期は 12～1 月、稚仔魚は 3 月に 3 cm、6 月には 6～7 cm に成長する。水温が上昇する 7～10 月は砂に潜り夏眠し、11 月以降成熟が進み産卵期となる。1 歳で 6～9 cm、2 歳で 10～12 cm となり、満 1 歳から産卵可能である。寿命は北日本では 7 歳とされているが、筑前海では 2 歳以上の現存量は著しく少なく、0～1 歳が資源の主体となる。当海域は分布の南限に近く、地方名で 0 歳魚をシンコ、1 歳以上をフルコ、総称としてカナギと称される。イカナゴは漁業対象種としてのみならず、ブリ、マダイ、メバル、ヒラメ、キス、トラフグ等他の天然重要魚種の餌資源としても重要な位置を占めている。

当海域では、昭和 50 年代前半までは年により千トンを超える漁獲もあったが、50 年代半ば以降急速に減少した。これは漁獲努力量の急激な増大等により、資源量が減少したことが原因であると推定される。資源の減少を受け、福岡湾口域では昭和 63 年から平成 6 年の 7 年間、自主的な休漁が実施された。県水産海洋技術センターが資源量の指標として毎年 1～2 月に実施している漁期前稚仔魚発生量調査により回復傾向が認められたため、平成 7 年に操業が再開され、平成 8 年まで漁獲量の回復が見られたが、平成 9 年から再び減少に転じた (図 1)。

平成 14 年以降、稚仔魚発生量、残存親魚量は増加傾向に転じ、平成 18 年までこの傾向が継続していたが、平成 19 年以降再び減少し、現在資源の状態は著しく低位にあると推定される。また、平成 19 年から福岡湾口域資源回復計画を作成し、漁獲努力量の削減に取り組んできた結果、近年の漁獲量はほぼゼロとなっている (図 2, 図 3)。

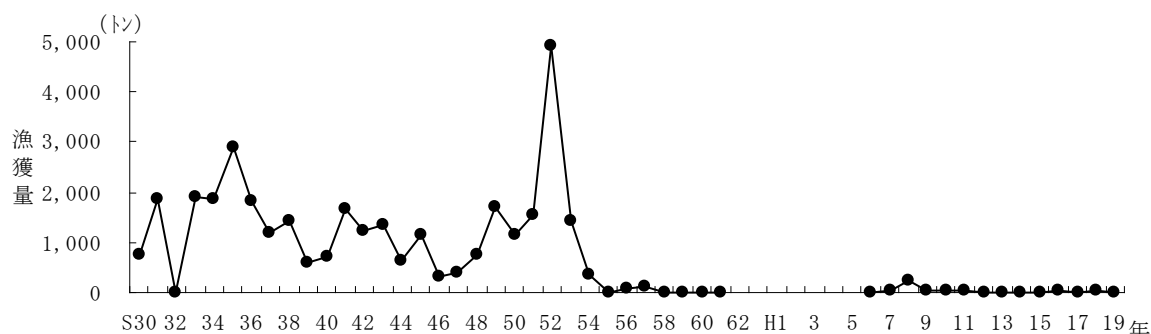


図 1 イカナゴ漁獲量の推移 (加工用のみ、農林水産統計年報)

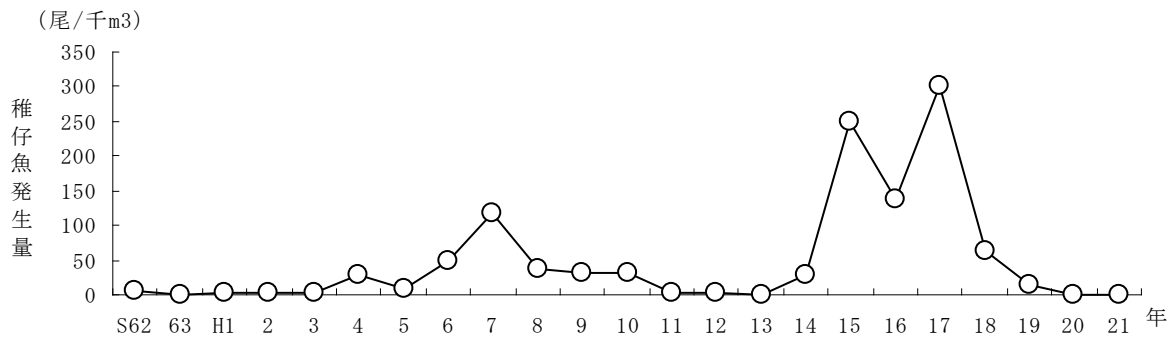


図2 漁期前稚魚発生量調査結果 (1~2月、センター調べ)

※資源量指標値として使用

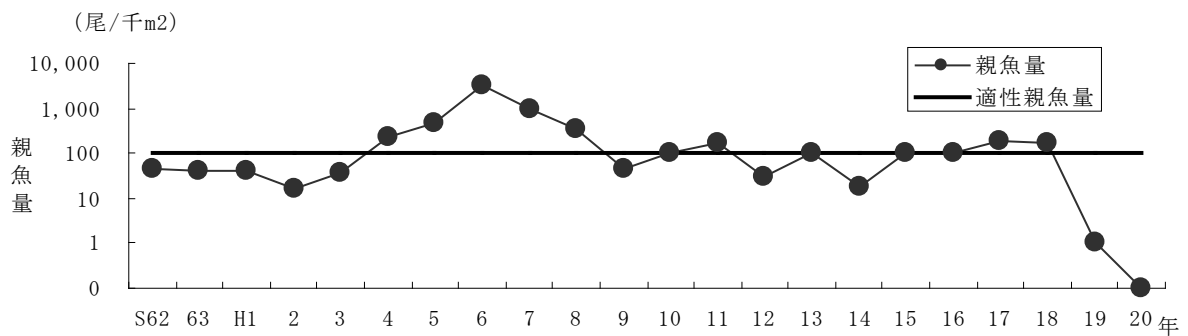


図3 漁期後残存親魚量調査結果 (9~10月、センター調べ)

(2) 漁獲量の推移と資源回復の必要性

① 漁獲量の推移

福岡県でのイカナゴ漁には加工用漁と釣餌用漁がある。加工用漁は、昭和63年から平成6年までの自主休漁解禁後一時的に漁獲量が増大したが、その後再び落ち込んでいる(図4)。資源水準は低位であり、釣餌用漁を含めた福岡湾口の漁獲量も低迷している。漁獲の大半は9cmまでの0歳魚であり、1歳以上魚の漁獲割合は低い(図5)。

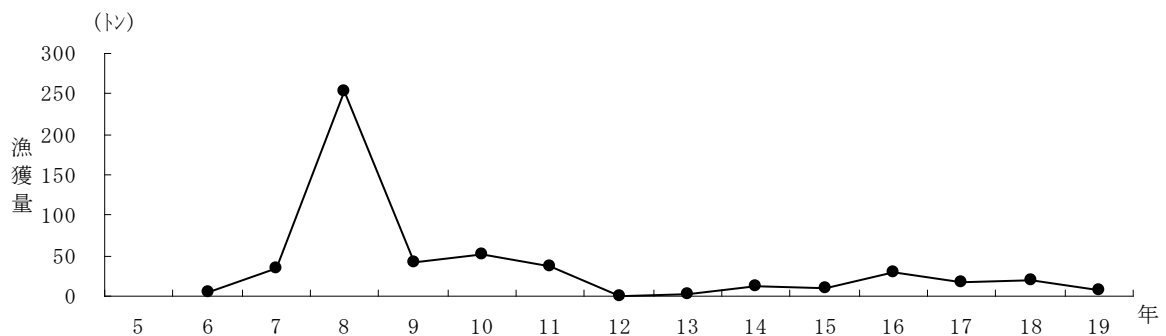


図4 解禁後の県漁獲量 (加工用のみ、農林水産統計年報)

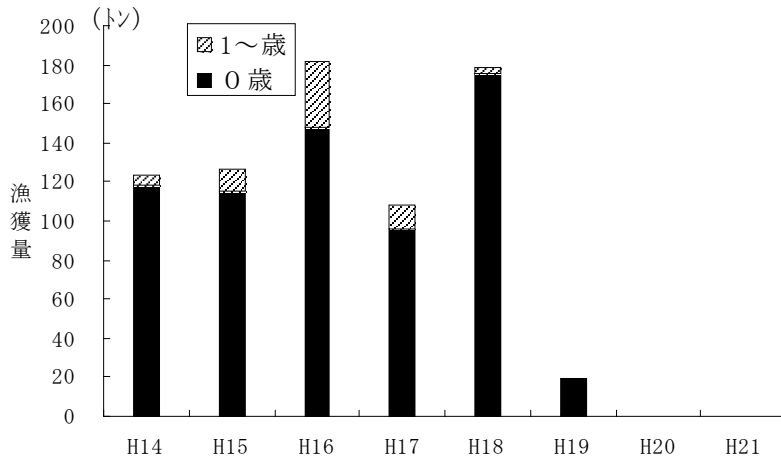


図5 福岡湾口域における年齢別漁獲量 (釣餌、加工用計、センター調べ)

※H17 漁獲減は福岡西方沖地震による漁獲努力量減の影響

② 資源回復の必要性

イカナゴは、加工用漁においては他種漁業の春先の裏作として、釣餌漁の漁獲物はイカナゴ撒餌釣漁業の釣活餌として、それぞれ欠くことのできない重要水産資源であり、特に福岡湾口域における漁業者の依存度も高い。

また、イカナゴはその他の天然魚の餌料としての役割も大きく、ブリ、マダイ、ヒラメ等の重要水産魚類の沿岸域への来遊要因の一つであると考えられる。

過去は千トンを超える漁獲もあったイカナゴが、昭和50年代から急激に漁獲量が減少している。自主休漁解禁後数年間は漁獲量が一時的に増大したが、その後減少に転じている。

釣餌用の漁獲が減少したことにより、釣り漁業者は他海域からのイカナゴの購入又は代替餌の使用により操業しているが、コストの増大や漁獲効率の低下により経営の悪化をもたらしている。

イカナゴ資源を利用可能な状態まで回復させるためには、資源管理を徹底しつつ、他の方策についても検討、実施することが必要である。

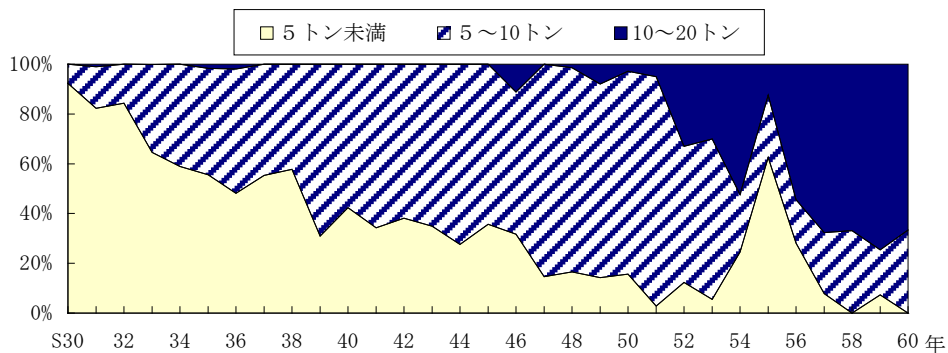


図6 禁漁以前の漁船規模別漁獲割合 (加工用のみ、農林水産統計年報)

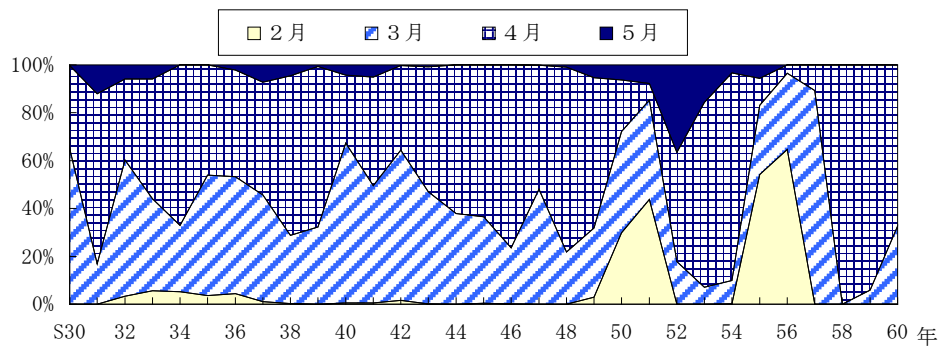


図7 禁漁以前の月別漁獲割合（加工用のみ、農林水産統計年報）

③ 資源回復計画の対象海域

福岡湾口域（共同漁業権漁場筑共第3、5、6、8、9号内）。

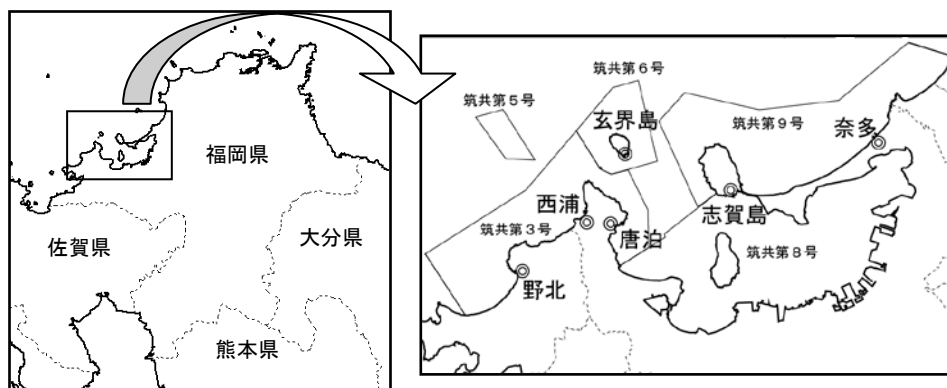


図8 福岡湾及び関係漁協支所位置図

④ 資源回復計画の対象船

機船船びき網漁業（知事許可漁業）の一つであるいかなご房丈網漁業の許可を受有する船のうち、対象海域で操業する船（福岡市漁協西浦支所、唐泊支所、玄界島支所、奈多支所、志賀島支所、糸島漁協野北支所所属船）。

2. 資源の利用と資源管理等の現状

(1) 関係漁業等の現状

① 関係漁業の現状

筑前海域のイカナゴは、いかなご房丈網漁業で主に漁獲されており、平成18年の対象海域における許可隻数は62隻となっている（平成19年以降はほぼ禁漁のため平成18年のデータを使用）。

表 1. 筑前海全体におけるいかなご房丈網漁業の許可状況（平成 18 年）

操業目的	操業地区	隻 数		操業期間	対象漁協
		10トン未満	10トン以上		
釣餌用	福岡地区	28	12	3～6月（自主規制）	福岡市（玄界島、奈多、志賀島）、糸島（野北）
	糸島地区	9	1	1～7月	糸島（福吉、深江、姫島、船越、芥屋）
	粕屋地区	5	0	1～7月	新宮相島
	宗像地区	11	15	1～7月	鐘崎、宗像（大島、神湊）
	北九州地区	16	0	1～7月	藍島、脇之浦
加工用	福岡地区	10	12	3月（自主規制）	福岡市（西浦、唐泊）
計		79	40	119	

対象地区

表 2. 福岡湾口域におけるいかなご房丈網漁業の操業状況（平成 18 年）

漁獲目的	組合(支所)	漁船規模		隻数	
釣餌用	玄界島	大型船	15トン以上	8隻	
		中型船	10トン以上	3隻	
		中型船	5トン以上	7隻	
		小型船	5トン未満	5隻	
		小計		23隻	
	奈多	小型船	5トン未満	1隻	
		志賀島	中型船	5トン以上	1隻
			小型船	5トン未満	6隻
	小計		7隻		
	野北	中型船	5トン以上	1隻	
小型船		5トン未満	1隻		
加工用	唐泊	大型船	15トン	4隻	
	西浦	大型船	15トン	7隻	

② 漁獲量、漁獲金額の推移

福岡湾口域におけるイカナゴの漁獲量は低位水準で推移している。加工用漁獲量、漁獲金額についても同様である。釣餌用漁獲量も同傾向にあるが、釣餌用で漁獲されたイカナゴは自家消費または地元消費であるため、漁獲金額としては把握できない。

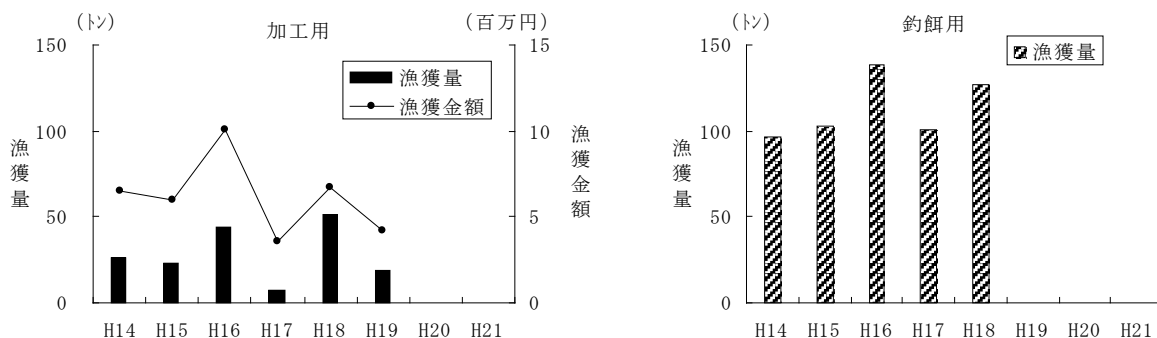


図 9 福岡湾口域における漁業形態別漁獲量及び漁獲金額（センター調べ）

※ H17 漁獲減は福岡西方沖地震による漁獲努力量減の影響

③ 漁業形態及び経営の現状

福岡湾口域におけるいかなご房丈網漁業の操業形態は、2～4月に3～6cmのシンコを漁獲して加工用に出荷するものと、1～7月頃に5～8cmのフルコ又は成長したシンコを釣餌とするものに大別される。

加工用のイカナゴは、昭和50年代までの豊漁期は漁業の主体をなしていたが、現在は他種漁業の裏作としての位置づけになっている。特に近年のカタクチイワシの不漁により、関係漁業者の経営における重要性が高まっている。釣餌用は、活魚で漁獲されそのまま利用されるため、漁獲量、漁獲金額は農林水産統計年報に計上されていないが、平成14年以降の水産海洋技術センターの調査によると、釣餌用の漁獲量は加工用を上回っており、釣漁業者の水揚げを支える重要魚種である(図9)。

④ 消費と流通の現状

イカナゴは古くからカナギと呼ばれ、春の風物詩のちりめん等として親しまれている。以前は、漁業者が加工まで行い大量に販売していたが、資源が低迷している現在、加工用漁は福岡湾口地区に限られ、鮮魚のまま市場に出荷している。大消費地である福岡市の西部地区の鮮魚店やスーパーマーケットにも、3月のみ店頭に並び、解禁時のセリ値は1kgあたり約2,500円になることもある。

(2) 資源管理等の現状

① 関係漁業の主な資源管理措置

いかなご房丈網漁業の許可期間は1月15日～7月15日に設定されており、許可の制限又は条件により日没から日の出までの操業は禁止されている。

福岡湾口域では、関係漁業者により構成されるカナギ網検討委員会が主体となって自主管理を実施しており、過去の取組としては、昭和63年～平成6年の自主休漁などがある。近年では毎年漁期前に実施される水産海洋技術センターの調査結果に基づき、操業期間、操業日数を許可期間よりさらに短縮する等の取り決めを行っている。また、平成19年からは福岡湾口域イカナゴ資源回復計画に基づく漁獲努力量の削減が実施されている(表3)。

表3. カナギ網検討委員会による過去の操業期間及び操業日数設定状況

年	加工用		釣餌用	
	操業期間	操業日数	操業期間	操業日数
H16	3月1日～3月31日	20日/隻以内	3月1日～6月30日	60日/隻以内
H17	3月1日～3月31日	20日/隻以内	3月1日～6月30日	60日/隻以内
H18	3月1日～3月31日	20日/隻以内	3月1日～6月30日	60日/隻以内
H19	3月1日～3月31日	20日/隻以内	3月1日～6月30日 (休漁期間：4/6～4/15) 5月2日以降禁漁	60日/隻以内
H20	全面禁漁		全面禁漁	
H21	全面禁漁		全面禁漁	

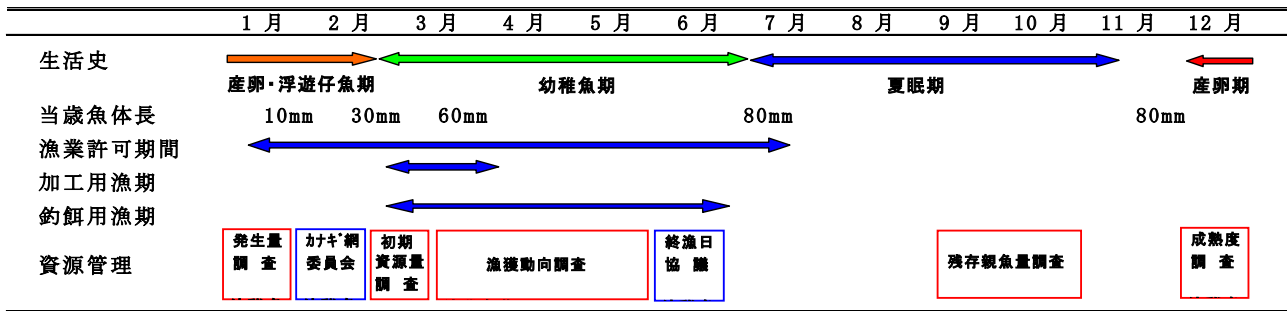


図 10 時期別の生活史と漁業形態及び資源管理スケジュール

② 遊漁の現状

イカナゴは遊漁対象とはなっていない。また、カナギ網検討委員会の取り決め事項として、釣餌として遊漁者に販売することは禁止されている。

③ 資源の積極的培養措置

イカナゴの種苗生産は実施されていないが、過去カナギ網検討委員会主導で漁業者が自主的に移植放流を行った実績がある。

また、平成 21 年度には福岡市により瀬戸内海産イカナゴの移植放流が実施されている。

④ 漁場環境の保全措置

実施されていない。

3. 回復計画の目標

福岡湾口域のイカナゴ資源は、毎年漁期前に実施される県水産海洋技術センターの調査結果に基づき、操業期間、操業日数を許可期間よりさらに短縮する等の取り組みを行っている。これまでの調査研究から、親魚を一定量残さなければ、翌年の資源が維持されることがわかっている。現在の資源は著しく低位であり、発生量も極めて少ないことを踏まえ、平成 19 年から平成 24 年までの 6 年間、福岡湾口域においてイカナゴを採捕する関係漁業について、漁獲努力量の増加を抑え、漁獲可能レベルまで資源を回復させることを目標とする。

4. 資源回復のために講じる措置と実施期間

(1) 漁獲努力量の削減措置

① 残存資源尾数の確保

県水産海洋技術センターによる資源状況のモニタリングを基に、残存親魚量が漁場内の生息密度 100 尾/千㎡を下回らないとなる時点をいかなご房丈網漁業の終了日とする。

② 休漁期間の設定

県水産海洋技術センターによる漁期前、漁期後に実施する資源状況調査結果及び過去の操業期

間及び操業日数の設定状況を目安として、毎年、カナギ網検討委員会で決定する期間及び日数のうち、市場価値の低い漁獲サイズ期及び釣餌用漁期の一定の休漁（保護育成）期間の設定を漁場ごとに検討する。

(2) 資源の積極的培養措置

イカナゴの種苗生産は行われていないことから、培養措置については移植放流による他ないため、過去の実績も踏まえ、関係機関と連携しながら必要に応じて検討する。

(3) 漁場環境の保全措置

特になし。

5. 漁獲努力量の削減措置及びその効果に関する公的担保措置

本計画に基づく漁獲努力量削減措置の実効性を担保するため、普及指導事業を通して指導を行い、漁業関係者と県との協議により自主規制を促すとともに、必要に応じ、関係漁業者等の合意を得つつ、漁業法に基づく漁業調整委員会指示等の公的担保措置について検討する。

6. 資源回復のために講じる措置に対する支援策

(1) 漁獲努力量の削減措置に対する経営安定策

県は4（1）の措置を進めるにあたり、必要な措置を行うことを検討する。

(2) 資源の積極的培養措置に対する支援措置

県は4（2）の措置を検討するに当たっては、遺伝的多様性の確保及び防疫体制確保の観点から、技術的な助言を行うことも含め、必要な措置を行うことを検討する。

(3) 漁場環境の保全措置に対する支援措置

特になし。

7. 資源回復措置の実施に伴う進行管理

(1) 資源回復措置の実施状況の把握

県は、漁獲努力量削減措置の実施状況を毎年把握し、資源回復措置の円滑な実施が図られるよう、関係者を指導する。

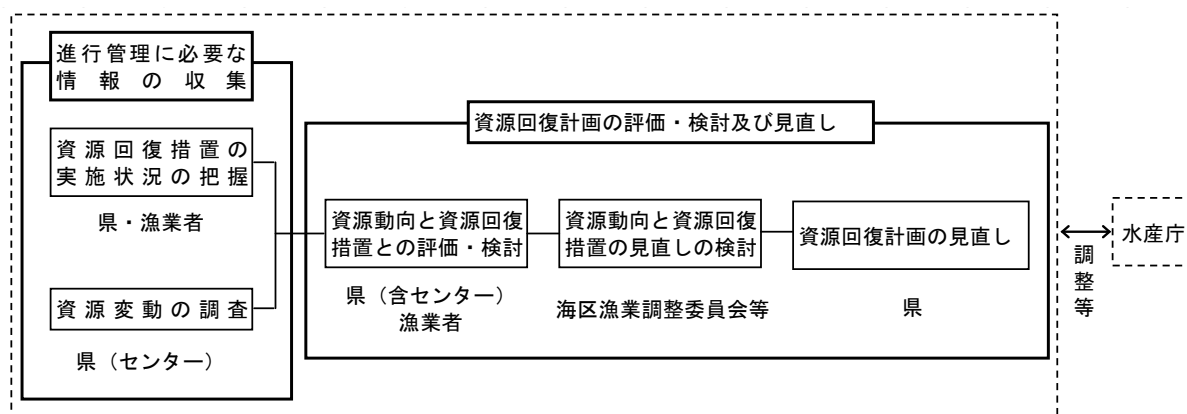
(2) 資源動向の調査

県は、水産海洋技術センターが毎年実施している漁期前の稚仔魚調査、夏眠期の親魚調査、漁獲動向調査、環境調査等を継続することで、資源動向の把握に努める。

(3) 資源回復措置の見直し

県は、毎年の資源調査、漁獲状況や資源回復措置の実施状況を踏まえ、資源回復計画の評価検討を行い、必要に応じて計画内容の見直しを行う。

(4) 進行管理に関する組織体制



8. その他

資源回復計画は、水産資源の回復を図ることにより、将来的に県民に対する水産物の安定供給を実現していくための施策であることから、県民の理解を得ながら計画を進める必要があるため、計画について広く情報提供を行うこととする。

福岡湾口域のイカナゴ資源の現状は、昭和63年～平成6年の休漁時に匹敵する低位水準にある。本計画において取り得る措置として漁獲努力量の削減と積極的培養措置を挙げているが、全面休漁及び移植放流がその限界であると考えられる。そのため、本計画の実施と併せて、イカナゴ漁業及びそれと密接に関係しているイカナゴを餌とする釣り漁業に関する経営コストの削減等総合的な経営改善策及び今後のイカナゴ漁業のあり方についても検討していくものとする。